

## 「（仮称）球磨村風力発電事業環境影響評価方法書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

### 【全体事項】

- （１）対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業の計画があることから、本事業との累積的な影響が懸念されるものについては、他事業者と積極的に情報共有を図り、適切に予測及び評価を行うこと。

### 【水環境】

- （１）対象事業実施区域及びその周辺には多数の湧水地が存在し、当該湧水を水道用水として利用している地域もあることから、湧水地に水質調査地点を設ける必要がないか検討すること。
- （２）降雨時の水質調査にあたっては、対象事業実施区域周辺の雨量観測所のデータ等をもとに、河川に一定の影響が出ると想定される雨量となる際に実施すること。

### 【動物・植物・生態系】

#### 〈植物〉

- （１）対象事業実施区域周辺を流れる佐敷川の流域斜面には芦北町指定の天然記念物であるツクシムレスズメが生育している可能性があるため、道路拡幅工事等により影響を及ぼさないよう詳細な調査を行うとともに適切に配慮すること。
- （２）対象事業実施区域の一部にはシキミーモミ群集等の自然度の高い森林が存在する可能性があることから、現地の植生等の現況調査を踏まえ、事業実施による重大な影響が予測される場合は、当該区域を改変区域から除外する等の対策を検討すること。

#### 〈生態系〉

- （１）本事業の対象事業実施区域は譲葉鳥獣保護区の大半を占めていることから、事業実施にあたっては同保護区を1つのまとまりの場として保全する必要がないか検討するとともに、現地の鳥獣の保護繁殖に影響を与えないよう適切に配慮すること。

## **〔景観・人と自然との触れ合いの活動の場〕**

### **〈景観〉**

- (1) 複数の風力発電機を設置することにより大規模なスカイラインの分断が懸念されることから、事業実施にあたっては現地の自然景観に重大な影響を与えないよう適切に配慮すること。
- (2) 生活環境の場における景観に重大な影響を与えないよう風力発電機の配置について十分検討するとともに、住民説明にフォトモンタージュを使用する等本事業に係る住民の理解促進に努めること。

### **〈人と自然との触れ合いの活動の場〉**

- (1) 調査地点として設定している主要な人と自然との触れ合いの活動の場に静穏な環境が求められる場合には、当該地点において騒音に係る調査等を行う必要がないか検討すること。

## **〔その他〕**

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には土砂災害警戒区域や山地災害警戒区域等が多数設定されており、令和2年7月豪雨による大規模な土石流災害等も発生していることから、道路拡幅工事等により土砂災害等を助長又は誘発することのないよう対策を検討すること。